

動物検疫所動物実験実施規程

平成 28 年 6 月 7 日

一部改正: 令和 2 年 12 月 22 日

一部改正: 令和 5 年 6 月 21 日

一部改正: 令和 7 年 3 月 18 日

(目的)

第1条 この規程は、動物検疫所で動物実験を行う際に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験に係る職員等の安全確保の観点から、実験動物の飼養及び保管等も合わせて適正に行うため、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号)(以下「法」という。)、**「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」**(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号)(以下「飼養保管基準」という。)、**「動物の殺処分方法に関する指針」**(平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号)(以下「処分指針」という。)を遵守するとともに、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年 6 月 1 日付け 18 農会第 307 号農林水産技術会議事務局通知)(以下「基本指針」という。)の第 2 の 2 に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

2 動物検疫所で実施する動物実験は、法、飼養保管基準、処分指針及び基本指針のほか、本規程、動物実験委員会規則(平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号)及び動物検疫所微生物等管理要領(平成 19 年 1 月 5 日付け 18 動検第 1056 号)(以下「微生物等管理要領」という。)、微生物等管理要領第 3 条第 2 項に基づく病原体等取扱いマニュアル(以下「微生物等取扱いマニュアル」という。)、動物検疫所検疫等業務従事者安全管理要領(平成 19 年 3 月 14 日付け 18 動検第 1260 号)(以下「安全管理要領」という。)の定めるところによるものとする。

(基本原則)

第2条 動物実験の実施に当たっては、動物実験の国際原則である「代替法の利用(Replacement)」「(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、」「使用数の削減(Reduction)」「(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)」及び「苦痛の軽減(Refinement)」「(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)」の 3R の理念に基づき、適正に実施しなければならない。

2 実験動物の飼養保管に当たっては、科学上の利用の目的に達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由)」に配慮して実施すること。

(定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 実験動物 動物実験に供するために飼養及び／又は保管(以下「飼養保管」という。)するほ乳類、鳥類(種卵は含まない。)及び爬虫類に属する動物をいう(動物実験施設に

導入するために輸送中のものを含む。))。

- 二 動物実験 実験動物を用いる検査、試験、調査・研究及び教育をいう。
- 三 動物実験等 実験動物の飼養保管及び動物実験をいう。
- 四 動物実験施設 実験動物の飼養保管及び動物実験を行う施設をいう。
- 五 管理者 実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者をいい、動物実験を実施する部の部長又は支所の支所長とする。
- 六 動物実験実施者 動物実験を実施する職員をいう。
- 七 動物実験責任者 動物実験実施者のうち動物実験の実施に関する業務を総括する者をいい、実施する課又は出張所の課長又は出張所長とする。
- 八 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有し、管理者及び動物実験責任者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいい、動物実験責任者が兼務することができる。
- 九 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養保管に従事する者をいう。なお、動物実験実施者が兼務することができる。
- 十 実験動物管理者等 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、動物検疫所において実施する全ての動物実験に適用され、遵守されなければならない。

2 動物実験責任者は、実験を外部委託する場合、委託先においても法、飼養保管基準、処分指針及び基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験が実施されることを確認する。

(動物検疫所長の責務)

第5条 動物検疫所長(以下「所長」という。)は、動物検疫所における動物実験に関する最終的な責任を有し、以下の事項及びその他の動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責任を負う。

一 動物実験委員会の設置

所長は、二以下の責務を遂行するために、報告又は助言を行う組織として動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

二 機関内規程の策定

所長は、法、飼養保管基準その他の動物実験等に関する法令(告示を含む。)の規程及び基本方針を踏まえ、本規程の策定及び改廃を行う。

三 動物実験施設の設置・変更・廃止承認

(1)所長は、第13条の規定に基づき、動物実験施設を設置又は変更する申請がなされた場合、委員会に調査させ、その助言により申請を承認又は却下する。

(2)所長は、第12条第7項及び第11項の規定に基づき、動物実験施設における実験動物の飼養保管の状況について動物実験責任者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示する。

(3)所長は、第16条の規定に基づき、動物実験施設を廃止する申請がなされた場合、委員会に調査させ、その助言により申請を承認又は却下する。

四 動物実験計画の承認

所長は、第8条から第10条の規定に基づき、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、又は却下する。

五 動物実験計画の実施結果の把握

所長は、動物実験等の終了後、第 11 条の動物実験責任者から動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。

六 安全管理

所長は、第 18 条の規定に基づき、管理者及び動物実験責任者に実験動物による危害発生の防止に必要な措置を取らせ、また、地震や火災等災害発生時の緊急時マニュアルを作成させる等により、動物実験の実施に関係する者の安全管理を図る。

七 教育訓練の実施

所長は、動物実験実施者が、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養保管を行うために、必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者の資質向上を図るために、第 20 条に定める措置を講ずる。

八 自己点検及び評価並びに外部専門家による検証

所長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を行い、当該点検及び評価の結果について、外部機関等による検証を実施することに努める。

九 情報公開

所長は、動物検疫所の動物実験等に関する情報について、第 22 条の規定に基づき公開する。

(管理者)

第6条 管理者は、管轄する部又は支所で実施する動物実験に関する統括を行い、以下の事項を実施する。

- 一 動物実験計画の把握
- 二 動物実験の実施状況及び結果の把握
- 三 実験動物の飼養保管状況の把握
- 四 教育訓練等の実施状況の把握

(動物実験委員会)

第7条 委員会は、動物検疫所における動物実験に関する事項について、別に定める動物検疫所動物実験委員会規則に基づき、審議又は調査し、所長に報告又は助言する。

(動物実験計画の立案)

第8条 動物実験責任者は、以下の事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「動物実験申請書」(様式1)に必要な事項を記入し、所長に提出しなければならない。

- 一 動物実験の目的、意義及び必要性
- 二 代替法を考慮して、実験動物を適切に使用する。
- 三 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する。
- 四 苦痛の軽減により動物実験を適切に行う。
- 五 物理的及び／又は化学的な毒性試験、放射性物質や毒蛇等の有害な動物を使用する実験は、原則実施しない。
- 六 病原体を使用する感染試験を実施する場合には、微生物等管理要領のほか、「家畜伝染病予防法」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の関係法令に必要な申請、許可及び承認を得る。
- 七 苦痛を伴う 試験を実施する場合は、計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物

を激しい苦痛から解放するために実験を打ち切るタイミング)の設定を検討する。
ハ 必要に応じ、委員会又は外部の有識者に助言、指導を求める。

(動物実験計画の承認)

- 第9条 所長は、動物実験責任者から「動物実験申請書」(様式1)の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を踏まえて承認の可否を判断し、様式1の写しに必要事項を付し、これをもって委員会及び動物実験責任者に通知する。
- 2 動物実験責任者は、実験動物の購入手続開始までに、前項の手続に従って動物実験の承認を所長より得なければならない。

(動物実験計画の変更の承認)

- 第10条 動物実験責任者は、動物実験計画の変更を行う場合には、直ちに「動物実験計画変更申請書」(様式2)及び新たな「動物実験申請書」(様式1)に必要事項を記入し、所長に提出する。
- 2 所長は、委員会に変更内容の審査を付議し、その結果を踏まえて承認の可否を判断し、新たに提出された様式1の写しに必要事項を付し、これをもって委員会及び動物実験責任者に通知する。

(動物実験終了(中止)の届出)

- 第11条 動物実験責任者は、動物実験を終了した場合又は中止した場合には、直ちに「動物実験終了(中止)届」(様式3)及び「動物実験の自己点検票」(様式4)に必要事項を記入し、所長に提出する。
- 2 所長は、委員会に様式3及び4を通知し、委員会はこれを確認する。

(実験動物の飼養保管)

- 第12条 動物実験施設及び飼養条件は、飼養保管基準に基づき、実験動物学、動物福祉及び逸走防止の観点から、実験動物の健康及び安全を保持できるよう、適切なものでなければならない。
- 2 管理者及び実験動物管理者は、前項の条件に適合するよう、飼養保管のマニュアルを定める。
- 3 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入する。
- 4 実験動物管理者は、実験動物の搬入に当たって、職員及び他の実験動物への感染又は汚染を防止するため、第13条の規定に基づいて申請され、第14条の要件に適合するとして承認された施設で実験動物の健康状態等に関する検収及び検疫を行う。また、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るため必要な措置を講じる。
- 5 実験動物管理者等は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養あるいは保管する場合、その組合せを考慮した収容を行う。
- 6 実験動物管理者等は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行う。
- 7 実験動物管理者は、日常的に飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにする。
- 8 実験動物管理者等は、実験目的以外の障害や疾病を予防するため、実験動物の搬入から実験終了までの期間、実験動物の状態を良く観察し、必要に応じて適切な健康管理を行う。また、実験動物に感染性疾患が発生した場合、周辺で飼育保管している他の動物に対しても、適切な措置をとる。

- 9 動物実験実施者は、実験動物の搬入から実験終了まで、温度・湿度、搬入頭数、飼養頭数、給水・給餌の状況及び健康状態等について、「飼養管理記録簿」(様式5)に記録しなければならない。
- 10 管理者、動物実験責任者及び実験動物管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存する。
- 11 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数、その他飼養保管の状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」(様式6)により所長に報告する。
- 12 管理者、動物実験責任者及び実験動物管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供する。
- 13 管理者、動物実験責任者及び実験動物管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努める。

(動物実験施設の設置)

- 第13条 動物実験施設を設置又は変更する場合は、管理者が所定の「動物実験施設設置承認申請書」(様式7)を提出し、所長の承認を得るものとする。
- 2 所長は、申請された動物実験施設を委員会に調査させ、その助言により、第14条の動物実験施設の要件に適合するものとして承認又は非承認を決定し、その結果を当該管理者に通知する。
 - 3 管理者、動物実験責任者及び実験動物管理者等は、所長の承認を得た動物実験施設でなければ、実験動物の飼養保管及び／又は動物実験を実施することができない。
 - 4 所長は、実験動物の飼養保管状況について、管理者及び実験動物管理者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示する。

(動物実験施設の要件)

- 第14条 動物実験施設は、以下の要件を満たすこと。
- 一 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とする。
 - 二 実験動物の種類や生理、生態、習性等、並びに飼養保管する数に応じた飼育設備を有し、新規導入された実験動物の検収、検疫又は隔離も実施できるものとする。
 - 三 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有する。
 - 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有する。
 - 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられている。
 - 六 実験動物管理者を配置する。

(動物実験施設の管理)

- 第15条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努める。
- 2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行う。

(動物実験施設の廃止)

- 第16条 所長は、管理者より提出された所定の「動物実験施設等廃止届」(様式8)に基づき、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認する。

(実験操作)

- 第17条 動物実験は、関係法令、飼養保管基準、指針等に基づいて整備の行き届いた動物

実験施設で行い、感染試験は微生物等管理要領及び微生物等取扱いマニュアルに従わなければならない。

- 2 動物実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等についての学習や訓練、習得に努める。
- 3 動物実験実施者は、動物実験申請書の記載事項を遵守し、実験動物の取扱いに当たり、動物福祉の観点から、実験終了の時期(人道的エンドポイントや適切な安楽死を含む。)に配慮し、実験の目的に支障を来さない範囲で麻酔を施すなど、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。
- 4 動物実験実施者は、病原体等を取り扱う場合には、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により実験動物が障害を受けないよう、十分に配慮しなければならない。

(安全管理上の配慮)

- 第 18 条 動物実験実施者は、動物実験において、事故が発生した場合には、微生物等管理要領、微生物等取扱いマニュアル及び安全管理要領に基づく「事故時の対応マニュアル」に従い、適切な処置を施し、直ちに動物実験責任者に報告しなければならない。
- 2 管理者は、前項の場合に対応するため、動物実験責任者にあらかじめ下記の項目について必要な対策を策定させ、関係者への周知を図る。
 - 一 実験動物のカラーリング、名札、脚環、マイクロチップ等技術的に可能かつ有効な識別措置
 - 二 逸走した実験動物の捕獲方法
 - 三 実験動物の施設外等への逸走対策措置並びに実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の人獣共通感染症やアレルギー疾患等への罹患や咬傷予防措置
 - 四 三の項目の事象が発生した場合に必要な措置を迅速に講じるための、公衆衛生機関等との連絡体制の整備
 - 五 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して、実験動物による危害発生の防止に必要な情報の提供等を相互に行わせる。
 - 六 実験動物の飼養保管及び動物実験等の実施に関係のない者へ対する実験動物等への接触防止に必要な措置
 - 七 環境保全上の問題の発生防止措置

(動物実験終了後の処置)

- 第 19 条 動物実験実施者は、実験を終了した動物の処置に当たり、実験動物にできる限り苦痛を与えず、速やかに苦痛から解放するよう努めなければならない。
- 2 動物実験実施者は、実験動物の死体を廃棄する場合は、感染及び汚染を防止するための適切な処理を行い、他の実験動物へ影響すること及び人の健康及び生活環境が損なわれることがないように努めなければならない。

(教育訓練等)

- 第 20 条 所長は、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養保管を行うために、委員会に指示し、動物実験責任者に動物実験実施者への教育訓練を行わせる等により、次の各号に掲げる事項について必要な教育訓練の実施その他資質向上を図る。
- 一 動物実験に関する法令、基本指針及び動物検疫所の定める規程等
 - 二 動物実験の方法に関する基本的事項
 - 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - 四 安全の確保及び安全管理に関する事項

五 人獣共通感染症に関する事項

六 その他適切な動物実験の実施に関する事項

- 2 動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者は、前項に規定する教育訓練を受けなければならない。また、所長は、各者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努める。
- 3 動物実験責任者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録及び保存し、毎年度末に様式9により報告しなければならない。

(自己点検及び評価)

- 第 21 条 所長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、毎年4月1日から翌年3月 31 日までの間において実施された動物実験について、基本指針への適合性及び飼養保管基準の順守状況、並びに本規程及びその他要領等への適合性に関し、委員会に自己点検及び評価を行わせる。
- 2 委員会は、自己点検及び評価の実施に当たり必要があると認める場合は、管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者に、自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。
 - 3 委員会は、「動物実験に関する自己点検・評価報告書」(様式 10)を作成し、所長に報告する。
 - 4 所長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的実施するよう努める。

(情報公開)

- 第 22 条 所長は、動物検疫所における動物実験等に関する情報(例えば動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報)を毎年1回程度公表する。

(補則)

- 第 23 条 第3条第1号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年6月7日から施行する。

附則(一部改正)

この規程は、令和2年 12 月 22 日から実施する。

附則(一部改正)

この規程は、令和5年6月 21 日から実施する。

附則(一部改正)

この規定は、令和7年3月 18 日から実施する。

様式1

年月日

動物検疫所長 殿

申請者(動物実験責任者)
所属
氏名
印

動物実験申請書(兼審査・承認書)

下記動物実験計画を申請いたします。

1) 計画(申請者記入)

☐ 新規申請 ☐ 変更申請

実験名	
種類	☐ 検査 ☐ 調査・研究 ☐ 教育 ☐ その他:
内容	☐ 感染試験 「動物検疫所微生物等管理要領」(バイオセーフティー委員会)の手続 ☐ 要(☐ 実施済み)・ ☐ 不要 ☐ その他:
目的	
実施計画	
実施方法	

動物実験 実施者及び教育 訓練受講状況	動物実験実施者の所属・氏名： 教育訓練受講日：
実施期間	
使用動物種	☐ マウス ☐ ニワトリ ☐ ウサギ ☐ その他：
動物の規格等	系統： 性別： 週齢： 数量： 購入先：
実施場所	☐ 動物検疫所： ☐ 外部委託：
飼養環境	他の試験群との同居 ☐ 可 ☐ 不可 特殊飼育の必要性 ☐ 要 ： ☐ アイソレーター ☐ 育雛箱 ☐ その他： ☐ 不要
処置	麻酔 ☐ 無 ☐ 有：方法 保定 ☐ 無 ☐ 有：所要時間 採血 ☐ 無 ☐ 有：部位 頻度 採血量 投与 ☐ 無 ☐ 有：経路 頻度 投与量 その他：
動物の苦痛軽減・排除方法	☐ 短時間の保定・拘束及び注射等、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 ☐ 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 ☐ 麻酔・鎮痛薬等を使用する。 ☐ 人道的エンドポイント(適切な時期の安楽死措置)を考慮する。 人道的エンドポイントを考慮する具体的症状を記載する： ☐ その他：
処置の 代替手段	☐ 適切な手段なし ☐ 手段はあるが実験精度が不十分 ☐ その他：
実験終了後の 他実験への 使用の有無	☐ 無 ☐ 有(具体的に記載)：

安楽死の方法	☐ 薬物投与(薬剤名・投与量・投与経路): ☐ 炭酸ガス ☐ 麻酔・放血 ☐ 頸椎脱臼 ☐ その他:
動物実験の 分類*	☐ カテゴリーB: 脊椎動物を用い、動物に対してほとんど あるいは全く 不快感を与えないと思われる実験
	☐ カテゴリーC: 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験
	☐ カテゴリーD: 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験
	☐ カテゴリーE: 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い又はそれ以上の痛みを与えると思われる実験

* Scientists Center for Animal Welfare (SCAW)の動物実験処置の苦痛分類 (Laboratory Animal Science. Special Issue : 11-13, 1987 による)を基に作成

2) 審査結果

委員会 審査結果	☐ カテゴリー上及び倫理上問題がない動物実験と考えられるので、計画は適切と認められる。 ☐ 計画は倫理上不適切であり、一部変更を必要とする。
日付:	☐ 計画は倫理上不適切であり、当所の規程に合致しない。 ☐ その他:

3) 動物検疫所長による承認

☐計画は適切であり倫理上問題がないため、承認する。

(承認番号:)

☐計画は不適切であり倫理上問題があるため、承認しない。

年 月 日

動物検疫所長

様式2

年月日

動物検疫所長 殿

申請者(動物実験責任者)
所属
氏名

動物実験計画変更申請書

下記動物実験計画の変更を申請します。
変更後の内容について、様式1を添付します。

1. 承認番号

2. 承認年月日

3. 実験名

4. 変更内容

5. 変更理由

様式3

年月日

動物検疫所長 殿

申請者(動物実験責任者)
所属
氏名

動物実験終了報告書

下記動物実験を 年 月 日に終了しました。

1. 承認番号

2. 承認年月日

3. 実験名

4. 動物実験計画変更申請書の提出 ☐有 ☐無

5. 実験計画書の遵守状況

使用した動物の数

購入数: 使用数: 除外数:

安楽死処置数: 予期しない死亡数:

☐承認された実験計画書内容から、逸脱した事項はなかった。

・人道的エンドポイントの適用 ☐有 ☐無

☐承認された実験計画書内容から、逸脱した事項があった。

逸脱した事項及び内容(具体的に記載): _____

動物実験の自己点検票

飼養保管施設の名称	
管理者氏名(部局の長等)	
実験動物管理者氏名	
飼養保管動物種及び数	動物種: 飼養数*1:
点検実施日及び実施者	実施日: 実施者*2:

*1 飼養数は点検実施日に飼養している数とする。

*2 点検実施者は、原則として実験動物管理者となる。

点検項目	点検結果	備考
1 実験は計画書に記載した場所のみで実施したか？	☐ はい ☐ いいえ	
2 げっ歯類以外の動物の大規模存命手術(開胸術、開腹術、開頭術など)は専用の手術室で実施したか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
3 げっ歯類以外の動物の大規模存命手術(開胸術、開腹術、開頭術など)は無菌的に実施したか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
4 侵襲性の高い大規模存命手術(開胸術、開腹術、開頭術など)は十分な知識と経験を有する者、あるいはその指導下で実施したか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
5 存命手術において、術後観察及び必要に応じた術後管理(術野消毒、術後鎮痛、補液、抗生剤投与、保温など)を実施したか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
6 計画書に記載した麻酔および鎮痛処置を実施したか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	(鎮痛、麻酔薬名)
7 計画書に記載した安楽死法を採用したか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	(安楽死法)
8 苦痛度が高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施したか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
9 実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した場合、適正な治療、措置(安楽死も含む)を実施したか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
10 動物実験に際して、動物に起因する人の傷害や疾病(アレルギーを含む)の罹患はなかったか？	☐ ない ☐ ある	(傷害、疾病名)

- 各項目で「いいえ」又は「ある」をチェックした場合は、備考欄に理由を記入すること
- 項目6,7で「はい」をチェックした場合は、備考欄に具体的な名称、方法等を記入すること
- 項目6,7で「該当せず」をチェックした場合は、備考欄に理由を記入すること

様式5

飼養管理記録簿

実験実施期間:

搬入日：

搬入個体数:

搬入時担当者名：

搬入時の異常の有無:有・無

(

)

[illegible]

※実験内容によって必要な項目を追加してもよい

実験動物飼養保管状況の自己点検票

飼養保管施設の名称	
管理者氏名(部局の長等)	
実験動物管理者氏名	
飼養者(人数)	名
飼養保管動物種及び数	動物種: 飼養数*1:
点検実施日及び実施者	実施日: 実施者*2:

*1 飼養数は、点検実施日に飼養している数とする。

*2 点検実施者は、原則として実験動物管理者となる。

点検項目	点検結果	備考
飼養保管の方法	適切な給餌・給水が実施されているか？ ☐ はい ☐ いいえ	
	動物の生理、生態、習性等に応じ、必要な健康の管理がなされているか？ ☐ はい ☐ いいえ	
	動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保がされているか？ ☐ はい ☐ いいえ	
	実験目的以外の動物の傷害や疾病の発生予防措置、発生時の治療等が実施されているか？ ☐ はい ☐ いいえ	
	動物の導入時に検疫(書面検疫を含む。)、隔離飼育等を実施しているか？ ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
	動物の飼育環境への順化、順応を図っているか？ ☐ はい ☐ いいえ	
	異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮しているか？ ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
施設の構造等	飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有するか？ ☐ はい ☐ いいえ	
	飼育室の温度、湿度、換気、照度は、動物に過度のストレスがかからない範囲にあるか？ ☐ はい ☐ いいえ	
	飼育室、飼育装置等の床、内壁、天井は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有しているか？ ☐ はい ☐ いいえ	

	突起物、穴、くぼみ、斜面等で動物が傷害を受けるおそれはないか？	☐ はい ☐ いいえ	
教育訓練	飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	マニュアル等による動物実験従事者や飼養者への教育を実施しているか？	☐ はい ☐ いいえ	
生活環境の保全	動物の死体及び汚物の保管、処理等は適切に行われているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	施設は常に清潔に保たれているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はないか？	☐ ない ☐ ある	
危害等の防止	飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	関係者に、動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）をとっているか？	☐ はい ☐ いいえ	防護措置*3:
	動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施しているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	動物による危害防止に必要な情報（動物の取扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されているか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
	実験に無関係な者の立入制限をしているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	有毒動物（毒ヘビ等）を飼養保管する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の準備はあるか？ また、医師による救急措置が行えるか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
	動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	連絡先*3:

	等)が施設外へ逸走した場合の連絡先は明確か？		
	地震や火災発生時の緊急対応措置の計画が整備されているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集はされているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	人と動物の共通感染症が発生した場合の連絡先は明確か？	☐ はい ☐ いいえ	連絡先*3:
記録管理	動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されているか？	☐ はい ☐ いいえ	
	人に危害を及ぼすおそれのある動物(特定動物、危険な特定外来生物等)には、個体識別措置が講じられているか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	個体識別法*3:
輸送	動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていないか？	☐ ない ☐ ある	

- 点検結果で、「いいえ」又は「ある」をチェックした場合には、備考欄にその理由を記入すること
- *3「はい」をチェックした場合、備考欄に具体的事項を記入すること
- 点検は、動物を飼育している状態で行うことを前提とするが、点検時に動物が飼育されていない場合は、飼育時を顧みて点検を行うこと

動物実験施設設置承認申請書

動物検疫所長 殿

申請者:(管理者)

動物検疫所動物実験実施規程第13条第1項に基づき、下記の検査施設について、動物実験施設の設置承認を申請します。

記

1 動物実験を実施する検査施設の名称及びバイオセーフティレベル

施設名称:

検査室名称:

付帯施設名称:

バイオセーフティレベル: (通知番号、年月日)

2 微生物等を取扱う検査施設の主な構造及び設備

平面図及び構造 別紙添付

3 管理者、動物実験責任者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の所属及び氏名

管理者:

動物実験責任者:

実験動物管理者:

動物実験実施者:

飼養者:

4 緊急時の連絡先

氏名:

電話番号:

5 その他参考となる事項

下記の許可や届出を行っている場合、許可の番号や日付等

- ・家畜伝染病予防法に基づく要管理家畜伝染病病原体所持許可
- ・家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病等病原体所持届出
- ・感染症法に基づく病原体所持許可
- ・家畜伝染病予防法に基づく学術研究機関指定

申請のあった施設については、動物実験施設として承認する。

承認番号: 承認年月日:

動物検疫所長

動物実験施設廃止届

動物検疫所長 殿

申請者:(管理者)

動物検疫所動物実験実施規程第 16 条に基づき、下記の検査施設について、動物実験施設の廃止を届け出ます。

記

1 動物実験を実施する検査施設の名称及びバイオセーフティレベル

施設名称 :

検査室名称 :

付帯施設名称:

動物実験施設 承認番号: (承認年月日)

2 廃止理由

3 その他参考となる事項

申請のあった施設について、動物実験施設の廃止を承認する。

承認年月日:

動物検疫所長

様式9

年月日

動物検疫所長 殿

(動物実験責任者)
所属
氏名

動物実験 教育訓練実施状況

今年度実施した動物実験に関する教育訓練の実施状況を報告します。

実施 年月日	実施内容	使用教材等	講師	受講者	実験動物管理者 確認(日付記載)

動物実験に関する自己点検・評価報告書

動物検疫所

対象期間 年 月～ 年 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合する機関内規程を定めている。 ☐ 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)
4) 改善の方針、達成予定時期

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。 ☐ 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会を設置していない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)
4) 改善の方針、達成予定時期

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。 ☐ 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験の実施体制を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)
4) 改善の方針、達成予定時期

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果

- ☐ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。
- ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。
- ☐ 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

4) 改善の方針、達成予定時期

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 評価結果

- ☐ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- ☐ おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

4) 改善の方針、達成予定時期

6. その他(動物実験の実施体制において、特記すべき取組及びその点検・評価結果)

Ⅱ. 実施状況

1. 動物実験委員会の活動状況

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針、達成予定時期

2. 動物実験の実施状況

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 ☐ おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針、達成予定時期

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。 ☐ おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験を行っていない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

4)改善の方針、達成予定時期

4. 実験動物の飼養保管状況

1)評価結果 ☐ 基本指針及び飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 ☐ おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2)自己点検の対象とした資料
3)評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4)改善の方針、達成予定時期

5. 施設等の維持管理の状況

1)評価結果 ☐ 基本指針及び飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。 ☐ おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2)自己点検の対象とした資料
3)評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4)改善の方針、達成予定時期

6. 教育訓練の実施状況

1)評価結果 ☐ 基本指針及び飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 ☐ おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2)自己点検の対象とした資料
3)評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

4)改善の方針、達成予定時期

7. 自己点検・評価、情報公開

1)評価結果

- ☐ 基本指針及び飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- ☐ おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2)自己点検の対象とした資料

3)評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

4)改善の方針、達成予定時期

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)